

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）
における新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号別紙。以下「国実施要綱」という。）3.（17）新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業に基づき、県が医療機関等に勤務する医療従事者や職員に対して給付する新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（以下「慰労金」という。）の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重点医療機関 県が策定する指定方針に基づき別途指定する、新型コロナウイルス患者専用の病院や病棟を設定する医療機関
- (2) 感染症指定医療機関 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第12項に規定する医療機関
- (3) 入院協力医療機関 「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づき、県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関
- (4) 帰国者・接触者外来を設置した医療機関 「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課連名事務連絡）に基づき帰国者・接触者外来を設置した医療機関
- (5) 一般医療機関 県内に所在する医療機関（病院及び診療所）、訪問看護ステーション及び助産所（病院及び診療所にあつては保険医療機関に、訪問看護ステーションにあつては指定訪問看護事業者に限る。）のうち、第1号から前号までに該当しないもの
- (6) 基準日 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める日
 - ア 第1号から第3号及び第5号の場合 令和2年4月9日
 - イ 第4号の場合 帰国者・接触者外来を設置した医療機関として県から指定された日

（給付対象者）

第3条 慰労金の給付の対象となる医療従事者又は職員（以下「給付対象者」という。）は、前条第1号から第5号の施設に勤務し、かつ、患者と接する医療従事者又は職員のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 医療機関等で通算して10日以上勤務した者であること。
 - (2) 慰労金の目的に照らし、患者との接触を伴い、かつ、継続して提供することが必要な業務に合致している状況下で働いている医療従事者又は職員（派遣労働者のほか、業務委託受託者の労働者として当該医療機関において働く従事者についても、同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）であること。
- 2 前項第1号の「10日以上勤務」とは、医療機関等において勤務した日（助産所の場合は実際に妊産婦と接した日数）が、基準日から令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上あることとする。ただし、年次有給休暇や育休その他の実質勤務していない日数については、勤務日として算入しない。
- 3 慰労金の給付は、介護施設や障害施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

(給付額)

第4条 給付対象者に対しては、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を給付する。

- (1) 重点医療機関、感染症指定医療機関又は入院協力医療機関に勤務し、患者と接する給付対象者
 - ア 実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関である場合 1人当たり200,000円(ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った日以降に勤務していない給付対象者については、1人当たり100,000円)
 - イ 新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行っていない医療機関の場合 1人当たり100,000円
- (2) 帰国者・接触者外来を設置した医療機関に勤務し、患者と接する給付対象者
 - ア 実際に新型コロナウイルス感染症患者(新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。)に診療等を行った医療機関等である場合 1人当たり200,000円(ただし、当該医療機関等において実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者(新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。)に診療等を行った日以降に勤務していない給付対象者については、1人当たり100,000円)
 - イ 新型コロナウイルス感染症患者(新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。)に診療等を行っていない医療機関等の場合 1人当たり100,000円
- (3) 一般医療機関に勤務し、患者(助産所にあつては妊産婦)と接する給付対象者
 - ア 実際に新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った医療機関等である場合 1人当たり200,000円(ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に入院診療等を行った日以降に勤務していない給付対象者については、1人当たり50,000円)
 - イ 新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行っていない医療機関等の場合 1人当たり50,000円

(慰労金の代理申請)

第5条 医療機関等の長は、当該医療機関等で従事する給付対象者(当該医療機関等で業務に従事する委託会社・派遣会社の医療従事者若しくは職員又は当該医療機関等を退職した医療従事者若しくは職員である給付対象者を含む。以下本条において同じ。)の慰労金について、別に定める様式により、知事に対して代理申請をするものとする。

- 2 前項の場合において、医療機関等の長は、当該医療機関等で従事する給付対象者から別に定める様式により慰労金の申請及び受領に関する権限の委任を受けなければならない。
- 3 医療機関等の長は、当該医療機関等で従事する給付対象者の慰労金の合計額に、当該給付対象者への支給に必要な振込手数料を加えた額を代理申請するものとする。
- 4 前3項の代理申請の申請方法等については、知事が別に定める。

(慰労金の個別申請)

第6条 給付対象者であつてやむを得ない理由により前条の方法による代理申請ができないものは、別に定める様式により知事に対して慰労金の個別申請をするものとする。

- 2 前項の個別申請の申請方法等については、知事が別に定める。

(給付決定及び給付)

第7条 知事は、前2条の規定により提出された申請書を受け取った場合には、速やかに内容を審査し、給付の可否を決定するものとする。

- 2 知事は、前項において給付金の給付を決定したときは、遅滞なく代理申請又は個別申請を行った者に対し通知を行い、当該代理申請又は個別申請を行った者に対し慰労金(第5条第3項の規定により振込手数料を加えた額を代理申請した場合は、慰労金及び振込手数料)を給付す

るものとする。

- 3 給付対象者に代わって慰労金を受領した医療機関等は、遅滞なく給付対象者へ慰労金を給付するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱)

第8条 知事が慰労金の給付に関する周知を行ったにもかかわらず、令和3年1月31日までに給付対象者から申請(第5条の規定に基づく代理申請を含む。また、郵送による場合は、同日までの消印のある場合に限る。)が行われなかった場合、知事は、当該給付対象者が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなすことができる。

- 2 知事が前条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合、知事は、当該申請が取り下げられたものとみなすことができる。

(代理申請の場合の報告)

第9条 第7条第3項の規定に基づき慰労金を受領した医療機関等の長は、給付対象者への慰労金の給付が終わった後おおむね1月以内に、知事に対し、慰労金の給付実績を、別に定める様式に証拠書類を添付して報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の給付実績の報告を確認し、実績額を超える慰労金及び振込手数料が給付されているときは、期限を定めて、その超える部分について、返還することを命ずる。

(証拠書類等の管理)

第10条 慰労金の申請に関する証拠書類等の管理については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 申請者が地方公共団体の場合

慰労金とその給付事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を慰労金の給付した日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (2) 申請者が地方公共団体以外の場合

慰労金とその給付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を慰労金の給付した日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(不当利得の返還)

第11条 知事は、慰労金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により慰労金及び振込手数料の給付を受けた者がいるときは、既に給付を行った慰労金及び振込手数料の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、慰労金の給付に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則 (令和2年7月20日健総第196号)

- 1 この要綱は、令和2年7月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別記様式（第10条関係）

令和2年度 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）における新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 調書

厚生労働省所管

（事業者名）

国		地方公共団体									備考	
予算科目	交付決定の額	歳入			歳出							
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額		支出済額		翌年度繰越額		
						うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額			
	円		円	円		円	円	円	円	円	円	
（項）感染症対策費												
（目）新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金												

（作成要領）

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「歳入済額」の数字下欄に国庫補助額を内書（ ）をもって附記すること。